

堺市指定管理者評価表

(評価対象期間 : 令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで)

1 基本情報

(1) 公の施設の名称	
堺市立北こどもリハビリテーションセンター、堺市立南こどもリハビリテーションセンター	
(2) 施設の設置目的	
心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の早期療育体制の充実と福祉の増進を図るための総合施設として設置	
(3) 所管部局	
健康福祉局 障害福祉部 障害支援課	
(4) 指定管理者名	
社会福祉法人堺市社会福祉事業団	
(5) 指定期間	
平成31年4月1日から令和6年3月31日(5年間)	
(6) 主な事業	
- 施設の管理運営に関する業務 - 児童発達支援センターに関する業務(児童発達支援、医療型児童発達支援、診療所、保育所等訪問支援) - 地域支援に関する業務 障害児相談支援等、障害児等療育支援事業(通所教室含む) - 施設等の維持管理に関する業務	
(7) 施設分類	(8) 有料施設の有無
社会福祉・医療施設	有 (利用料金制)
(9) 選定方法(公募・非公募の別)	
非公募	
(非公募の場合、その理由)	
堺市立こどもリハビリテーションセンターは、心身に障害のある児童及びその疑いのある子どもの早期療育支援を行うことにより、豊かな発達と自立を促し、地域社会の中で生き生きとした暮らしが送れるよう家族も含め総合的に援助していくことを目的として設置された施設であり、子どもの状況や発達課題を踏まえ、「保育」、「診療」、「リハビリ」、「相談」を一体的に行う総合的な療育が必要とされるため、療育にあたる職員には、高度な専門的知識や経験が求められる。また、発達障害の子どもは環境の変化にとても敏感であるため、支援の継続性の担保や、障害児やその保護者とセンターのスタッフとの信頼関係の構築が不可欠である。さらに、同センターは、診療施設も併設する療育の専門施設として、こども園・保育所・幼稚園・学校や障害児通所支援事業所等への支援や、その利用者への療育の提供や支援など、地域における障害児支援の中核的機能を担うことも必要である。 社会福祉法人堺市社会福祉事業団は、当該施設を管理運営させるために平成5年に設立した社会福祉法人であり、法人設立以降、本市における就学前の障害児の早期発見・早期療育システムの中心的な役割を担ってきた。就学前の障害児療育に特化した事業展開により、長年にわたり蓄積した経験や実績、専門的なノウハウに基づく高度な専門性を活かすことで、障害の種別や程度(重度、重複)に関係なく、毎日通園や分園保育、単独登園や並行通園など、多様化する支援ニーズに対応した療育の実施が可能となっている。また、卒、退園後の学校や幼稚園等との連携も保護者了解の下、密に行っており、関係諸機関からの信頼も得ている。	
(10) 主な利用者	(11) 市内における受益対象者数
- 児童発達支援センター、通所教室については、就学前の知的障害児、肢体不自由児、発達障害児及びその疑いのある子ども - 診療所については、18歳未満のリハビリテーションセンターの必要な子ども及びその疑いのある子ども - 地域支援に関しては、18歳未満の知的障害児、肢体不自由児、発達障害児及びその疑いのある子ども	- 児童発達支援センターは概ね320人、通所教室は概ね200人 - 全体では、推定約1,800人(堺市就学前障害児実態調査では、就学前児童の約4.50%の子どもを把握)
(12) 近隣の類似施設	
無	

2 管理運営状況

(1) 適正な管理運営の確保

ア 取組状況

平等利用、安全確保、個人情報の保護等	・児童発達支援センターの利用については市と連携して利用調整を行っている。その他、診療所や相談についても確かなアセスメントに基づいて、必要な方に必要な支援が行えるようにしている。 ・危機管理マニュアルの点検を行い、随時アップデートしている。 ・個人情報の保護については、職員に研修を行い、情報管理システムの強化(メール誤送信システム、ユーザ単位ログイン認証機能等)と複数職員によるダブルチェック体制の徹底等に努めた。
職員配置、人材育成、施設の維持管理等	・児童発達支援センターの運営に必要な職員を兼務も含めて効果的に配置している。 ・職員として必要な専門知識だけでなく人権研修や権利擁護研修など法令遵守も含めた研修を計画的に行った。 ・施設の維持管理については、市と連携し必要な箇所を随時修繕・改修した。
施設の設置目的に沿った事業の実施	・心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の早期療育支援を行い、利用者のニーズに応えられるよう、児童発達支援センターでは、毎日登園、並行通園、また、訪問支援、診療、リハビリ、相談などの多様な事業を実施した。
その他特筆すべき取組	・ホームページやフェイスブックで情報発信を積極的に行うほか、利用者が家庭でも楽しめる動画、保護者向け学習会の動画等を配信した。 ・新型コロナウイルス感染症等の様々な感染症の流行に対し、日々の消毒、職員の健康管理を徹底する等、感染予防に努め、安心して利用していただける施設運営を心がけた。

イ 市による状況分析

仕様にに基づき児童発達支援センターとして各事業を実施している。
施設の設置目的を鑑み、地域の療育拠点として、児童発達支援センターに通園する利用者だけでなく、民間事業者や各機関への助言指導や連携により一層積極的に取り組まれない。

(2) 利用者サービスの向上

ア 利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指定管理者名	社会福祉法人 堺市社会福祉事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉事業団
利用者数(単位:人)	67,170	63,276	61,398	57,346	—
稼働率(単位:%)	77.6	72.5	81.2	79.1	—
利用者満足度(単位:%)	センター利用者 88.8 並行通園児 92.2 めだか親子教室 92.0	センター利用者 88.4 並行通園児 90.4 めだか親子教室 93.4	センター利用者 90.8 並行通園児 88.7 めだか親子教室 93.4	センター利用者 90.0 並行通園児 91.6 めだか親子教室 94.1	—

イ 取組状況

サービス向上、利用促進	・利用者ニーズに沿った多様な通園形態によるクラス運営を継続。 ・ホームページで情報発信を積極的に行うほか、オンラインでの保護者学習会や、利用者が家庭でも楽しめる動画の配信などに取り組んだ。
意見・苦情・要望等への対応	・利用者アンケートの実施のほか、利用者の代表と園単位での懇談会、また、4園保護者と事業団、堺市との懇談会等多様なモニタリングを実施し、要望等に対して対応できるものは早急に改善を図った。
その他特筆すべき取組	・堺市立こどもリハビリテーションセンターの機能の周知及びニーズの把握を目的に、近隣の医療機関、関係機関等を訪問し、相互の情報交換を行った。

ウ 市による状況分析

令和3年度に比べ、令和4年度が稼働率、利用者数ともに減少している理由として、利用者が求める療育形態と児童発達支援センターの通園形態に乖離があることが考えられる。
令和元年度からの4年間の間に、利用者数が1万人程度減少している。新型コロナウイルス感染症の影響もあると思われるが、今後も利用者数が回復しない場合には、ニーズに応じた実施内容を改めて検討する必要があると考える。

2 管理運営状況

(3) 収支

ア 収支状況

(単位:円)

■ 指定管理業務

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予算)
指定管理者名		社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団
収入	指定管理料	688,269,000	683,360,000	614,313,000	615,830,516	616,116,000
	利用料金	428,595,104	398,735,944	438,583,386	406,909,776	427,726,000
	負担金	0	0	0	0	0
	その他	902,812	751,685	961,485	852,965	836,000
合 計		1,117,766,916	1,082,847,629	1,053,857,871	1,023,593,257	1,044,678,000
支出	人件費	781,302,725	784,544,350	812,291,931	817,290,501	873,208,000
	委託料	47,634,423	48,929,910	50,053,648	50,113,376	50,579,000
	総支出額に占める 委託料の割合	4.4%	4.5%	4.4%	4.4%	4.1%
	修繕費	4,818,339	7,367,127	6,257,798	5,837,552	6,656,000
	光熱水費	22,283,925	21,962,469	24,440,583	30,198,747	31,911,000
	その他	228,906,249	225,547,495	232,691,371	239,886,753	271,836,000
	合 計	1,084,945,661	1,088,351,351	1,125,735,331	1,143,326,929	1,234,190,000
収支差額		32,821,255	-5,503,722	-71,877,460	-119,733,672	-189,512,000
(市への納付金の額)		—	—	—	—	—
(徴収委託の場合の徴収額)		350,500	371,500	545,500	418,000	491,000
■ 自主事業 (有)		(単位:円)				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予算)
収 入		927,000	1,556,000	1,589,000	2,026,000	1,448,000
支 出		494,766	496,346	372,437	712,986	1,448,000
収支差額		432,234	1,059,654	1,216,563	1,313,014	0
(市への納付金の額)		—	—	—	—	—

イ 取組状況

経費の縮減、経理事務	・原油・原材料価格高騰等により光熱費の負担が増大したが、修繕費やその他経費の節減に努めた。 ・短期契約職員(保育士・児童指導員)の処遇改善に伴う協定料の変更を行った。
------------	--

ウ 市による状況分析

- ・経年による人件費増及び利用料金収入の減等により収支差額の赤字は増加傾向にある。
- ・光熱費高騰による支出の増大がみられた。
- ・収支差額の赤字については、経年の指定管理料の支払により発生した余剰金を加味し、令和3年度から指定管理料の減額を実施した影響がある。

3 目標管理、総合評価

(1) 目標管理

ア 仕様書で定める目標の達成状況

■適正な管理運営の確保

指標	目標	実績
①児童発達支援センター(4施設)延べ利用者数	年間延べ38,000人以上	31,144人
②診療所における機能訓練実施単位数	年間延べ26,720単位以上 (内訳(参考))理学療法 10,700単位 作業療法 7,540単位 言語聴覚療法 8,480単位	17,576単位 (内訳(参考))理学療法 5,805単位 作業療法 6,004単位 言語聴覚療法 5,767単位
③保育所等訪問支援事業	年間延べ370件以上	197件
④障害児相談支援事業	年間延べ1,500件以上	1,162件

■利用者サービスの向上

指標	目標	実績
利用者アンケートにおける満足度 センターの利用 親子教室の利用	利用者の満足度 各90%以上	センターの利用者 (毎日通園) 90.0% (並行通園) 91.6% 親子教室の利用者 94.1%

■収支

指標	目標	実績
利用料金収入 利用料金収入の総支出に占める割合	年間430,000千円以上 かつ 40%以上	406,909,776円 35.6%

イ 市による状況分析

全体的に実績が目標値を下回っており、要因としては地域の療育拠点として通園児以外への療育(リハビリを含む)提供や支援が十分でないことがあげられる。
各項目の目標について、達成できていない状況が見受けられる。新型コロナウイルス感染症の影響による通所回数の減少も考えられるが、通所条件等により利用者が減っていることについては、改めて検討されたい。利用できる方の満足度が得られていることは一定評価されるものの、新規利用児の確保、ニーズへの対応に努められたい。

(2) 総合評価

目標の達成状況のほか、管理運営状況も含め、以下の評価基準により総合的に評価を行う。

	指定管理者	所管課
評価	B	B
評価の理由	新型コロナウイルス感染症に伴うクラス閉鎖等の影響により、利用者数等は目標に達しなかったが、利用者への丁寧な説明と施設の安全確保などに努めた結果、前年度と同程度の利用者満足度を得ることができた。また、情報セキュリティ対策にも積極的に取り組んだ。	新型コロナウイルス感染症の影響は令和3年度に比べて落ち着きは見られたが、まだ一定の影響は考慮され、目標に達していない部分については、次年度からの状況を踏まえ評価する必要がある。なお、機能訓練や障害児相談支援、保育所等訪問支援については、近年ニーズの増加、民間での実施数が増えている状況を鑑みると、児童発達支援センターとして幅広く柔軟な対応が求められる部分があると考えられる。
今後の取組	引き続き情報セキュリティ対策の強化を含めた適正な管理運営に努めるとともに、オンラインの活用、1園児の単独登園日数の見直し、自主事業の拡充など、利用者サービスのさらなる向上を図る。	今後、児童福祉法の改正により、児童発達支援センターとして地域の中核機能、発達支援の相談の窓口として障害の種別に関わらず多様な児童を支援する姿勢がさらに求められていく。指定管理者においては、利用者のニーズ、地域の中核機能としての位置づけ、早期療育や支援体制について考慮し、体制の見直し等について検討されたい。

評価基準	A	仕様書で求める目標や水準を上回る管理運営がなされ、優良であるもの
	B	概ね仕様書で求める目標や水準どおり(80~100%)の管理運営がなされ、適正であるもの
	C	管理運営が仕様書で求める目標や水準を下回っており、努力が必要であるもの
	D	管理運営が適切に行われたとは認められず、改善が必要であるもの